

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県公立高等学校修学支援事業（学び直しへの支援）
実施要領（抜粋）

高知県公立高等学校修学支援事業（学び直しへの支援）
実施要領（抜粋）

第1条～第25条 略

第1条～第25条 略

附 則

この要領は、平成26年6月26日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年6月26日から施行し、同年4月1日から適用する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月27日から施行し、同年4月1日から適用する。

この要領は、平成28年4月27日から施行し、同年4月1日から適用する。

この要領は、平成29年5月18日から施行し、同年4月1日から適用する。

様式 1

		平成 年 月 日	
高知県教育委員会 様			
高等学校等学び直し支援金			
<input type="checkbox"/>	受給資格認定申請書（初回時）	高等学校等学び直し支援金(以下、「学び直し支援金」といいます。)の受給資格の認定を申請します。	
<input type="checkbox"/>	収入状況届出書（2回目以降）	既に受給資格認定を受けているため、学び直し支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。	
<input type="checkbox"/>	不受給申出書	学び直し支援金の受給資格を辞退し、又は放棄します。	
(上の3つの口のうち、いずれかの口にレ印を付けてください。)			
◆次の2つの事項を必ず確認の上、 <input type="checkbox"/> にレ印を付けてください。			
<input type="checkbox"/>	この申請書又は届出書の記載内容は、事実に相違ありません。		
<input type="checkbox"/>	この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、学び直し支援金の支給をさせた場合は、法律の規定に基づき、刑罰が科せられることがあることを承知しています。		
(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)			
ふりがな			
生徒の氏名	姓	名	
生徒の生年月日	昭和 平成	年 月 日	
生徒の住所	〒	都道 府県	市区 町村
保護者等の連絡先	電話番号	() -	
生徒が在学する学校の名称		学年 年次	
【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書及び不受給申出書の場合は、記載不要です。）			
①現在の学校の在学期間	学校名 立	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日 (うち支給停止期間等)	学校の種類・課程・学科
②過去の学校の在学期間	学校名 立	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日 (うち支給停止期間等)	学校の種類・課程・学科
	学校名 立	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日 (うち支給停止期間等)	学校の種類・課程・学科
【2. 学び直し支援金(又はこれに類するもの)の受給について】			
◆過去に学び直し支援金を受給したことがない場合、 <input type="checkbox"/> にレ印を付けてください。			
<input type="checkbox"/> 過去の学び直し支援金の受給期間がないため、下記の②に記入はありません。			
②過去の学び直し支援金の受給期間	学校名 立	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日 (うち支給停止期間等)	
	学校名 立	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日 (うち支給停止期間等)	

様式 1

		平成 年 月 日	
高知県教育委員会 様			
高等学校等学び直し支援金			
<input type="checkbox"/>	受給資格認定申請書（初回時）	高等学校等学び直し支援金(以下、「学び直し支援金」といいます。)の受給資格の認定を申請します。	
<input type="checkbox"/>	収入状況届出書（2回目以降）	既に受給資格認定を受けているため、学び直し支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。	
<input type="checkbox"/>	不受給申出書	学び直し支援金の受給資格を辞退し、又は放棄します。	
(上の3つの口のうち、いずれかの口にレ印を付けてください。)			
◆次の2つの事項を必ず確認の上、 <input type="checkbox"/> にレ印を付けてください。			
<input type="checkbox"/>	この申請書又は届出書の記載内容は、事実に相違ありません。		
<input type="checkbox"/>	この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、学び直し支援金の支給をさせた場合は、法律の規定に基づき、刑罰が科せられることがあることを承知しています。		
(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)			
ふりがな			
生徒の氏名	姓	名	
生徒の生年月日	昭和 平成	年 月 日	
生徒の住所	〒	都道 府県	市区 町村
保護者等の連絡先	電話番号	() -	
生徒が在学する学校の名称		学年 年次	
【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書及び不受給申出書の場合は、記載不要です。）			
①現在の学校の在学期間	学校名 立	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日 (うち支給停止期間等)	学校の種類・課程・学科
②過去の学校の在学期間	学校名 立	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日 (うち支給停止期間等)	学校の種類・課程・学科
	学校名 立	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日 (うち支給停止期間等)	学校の種類・課程・学科
【2. 学び直し支援金(又はこれに類するもの)の受給について】			
◆過去に学び直し支援金を受給したことがない場合、 <input type="checkbox"/> にレ印を付けてください。			
<input type="checkbox"/> 過去の学び直し支援金の受給期間がないため、下記の②に記入はありません。			
②過去の学び直し支援金の受給期間	学校名 立	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日 (うち支給停止期間等)	
	学校名 立	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日 (うち支給停止期間等)	

【3. 保護者等の状況について】（不受給申出書の場合は、記載不要です。）

(1) 学び直し支援金の支給を受けようとする時期の区分（いずれかの□にレ印を付けてください。）

4月～6月（前年度の課税証明書等を添付） 7月～翌年6月（今年度の課税証明書等を添付）

(2) 月1日時点（□欄は申請・届出を行う月を記入。）における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。（次の①から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。）

(2) - 1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。

①	<input type="checkbox"/> 親権者(両親)2名分	両親の課税証明書等を添付する場合	
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分（アからウまでのいずれかの□にレ印を付けてください。） （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、④から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。）	
		ア <input type="checkbox"/> 親権者の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合（配偶者控除をうける親権者の市町村民税所得割額が30万円を超える場合を除く。）	
		イ <input type="checkbox"/> 親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割が課されていない場合	
		ウ <input type="checkbox"/> 離婚、死別等により親権者が1名の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等	
③	<input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 名分	親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） （未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。）	
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等	記入上の注意 3のホ参照
		⑤ <input type="checkbox"/> 生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、 ・成人に達している場合、 ・未成年であるが市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等	

(2) - 2 次の理由により、課税証明書等を添付しません。

⑥	<input type="checkbox"/>	所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
⑦	<input type="checkbox"/>	親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税を課されていない場合

(3) 課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄(⑥又は⑦)にレ印を付けた場合は不要です。なお、(1)の課税証明書等の内容が、この事業又は高等学校等就学支援金制度において既に提出済みの課税証明書等の内容と変更がない場合は、添付を省略することができます。省略する場合は、下表の添付省略欄にレ印を付けてください。

氏名	生徒との続柄	添付省略	氏名	生徒との続柄	添付省略
		<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>

※保護者等や収入の状況に変更があった場合には、支給額が変更となる場合がありますので、必ず学校に連絡してください。

- ・保護者等に変更があった場合（離婚・死別、養子縁組 等）
- ・収入の状況に変更があった場合（収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税所得割の変更 等）

【4. 確認事項】

(次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。)

<input type="checkbox"/>	学び直し支援金を授業料に充てるとともに、学び直し支援金の支給に必要な事務手続きを学校設置者に委任することを了承します。
<input type="checkbox"/>	この制度において収集する個人情報について、高等学校等就学支援金制度、高知県が実施する高等学校等修学支援事業(家計の急変への支援)及び高校生等奨学給付金事業に利用することに同意します。

学校受付日 平成 年 月 日 (学校において記入してください。)

【3. 保護者等の収入の状況について】（不受給申出書の場合は、記載不要です。）

(1) 学び直し支援金の支給を受けようとする時期の区分（いずれかの□にレ印を付けてください。）

4月～6月（前年度の課税証明書等を添付） 7月～翌年6月（今年度の課税証明書等を添付）

(2) 月1日時点（□欄は申請・届出を行う月を記入。）における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。（次の①から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。）

(2) - 1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。

①	<input type="checkbox"/> 親権者(両親)2名分	両親の課税証明書等を添付する場合	
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分（アからウまでのいずれかの□にレ印を付けてください。） （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、④から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。）	
		ア <input type="checkbox"/> 親権者の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合（配偶者控除をうける親権者の市町村民税所得割額が30万円を超える場合を除く。）	
		イ <input type="checkbox"/> 親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税所得割が課されていない場合	
		ウ <input type="checkbox"/> 離婚、死別等により親権者が1名の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等	
③	<input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 名分	親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） （未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。）	
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等	記入上の注意 3のホ参照
		⑤ <input type="checkbox"/> 生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、 ・成人に達している場合、 ・未成年であるが市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等	

(2) - 2 次の理由により、課税証明書等を添付しません。

⑥	<input type="checkbox"/>	所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
⑦	<input type="checkbox"/>	親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど市町村民税を課されていない場合

(3) 課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄(⑥又は⑦)にレ印を付けた場合は不要です。なお、(1)の課税証明書等の内容が、この事業又は高等学校等就学支援金制度において既に提出済みの課税証明書等の内容と変更がない場合は、添付を省略することができます。省略する場合は、下表の添付省略欄にレ印を付けてください。

氏名	生徒との続柄	添付省略	氏名	生徒との続柄	添付省略
		<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>

※保護者等や収入の状況に変更があった場合には、支給額が変更となる場合がありますので、必ず学校に連絡してください。

- ・保護者等に変更があった場合（離婚・死別、養子縁組 等）
- ・収入の状況に変更があった場合（収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税所得割の変更 等）

【4. 確認事項】

(次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。)

<input type="checkbox"/>	学び直し支援金を授業料に充てるとともに、学び直し支援金の支給に必要な事務手続きを学校設置者に委任することを了承します。
<input type="checkbox"/>	この制度において収集する個人情報について、高等学校等就学支援金制度、高知県が実施する高等学校等修学支援事業(家計の急変への支援)及び高校生等奨学給付金事業に利用することに同意します。

学校受付日 平成 年 月 日 (学校において記入してください。)

高等学校等学び直し支援金について

(別紙)

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等学び直し支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

記入上の注意

【1. 高等学校等の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。

ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、②において当該学校の在学期間について記入してください。

ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。

ニ 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

ホ 「支給停止期間等」とは、就学支援金の支給が停止された期間及び日本国内に住所を有していなかった期間をいいます。また、所得制限に係る要件に該当することとなった場合に高等学校等を休学していた期間、平成22年4月1日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第3号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、平成26年4月1日より前に公立高等学校等を休学していた期間も含みます。

ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」の別を記入してください。

【2. 学び直し支援金（又はこれに類するもの）の受給について】

イ 過去に学び直し支援金又はこれに類するもの支給を受けた期間を記入してください。この申請により、支給を受ける予定の期間については、記入する必要はありません。

ロ 複数の学校で学び直し支援金の支給を受けた場合には、支給を受けた全ての学校について、欄を分けて記入してください。

ハ これまでに学び直し支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。

ニ 「支給停止期間等」とは、学び直し支援金の支給を受けた期間において、学び直し支援金の支給が停止された期間及び日本国内に住所を有していなかった期間をいいます。また、学び直し支援金の所得制限に係る要件に該当することとなった場合に高等学校等を休学していた期間期間も含みます。

【3. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

イ 課税証明書等は通常毎年6月中に発行されるため、4～6月の支給については、前年度の課税証明書等（前々年の所得を証明するもの）を添付し、7月～翌年3月については、今年度の課税証明書等（前年の所得を証明するもの）を添付してください。なお、7月以降に課税証明書等を添付し、支給要件を満たすことが確認された生徒は、原則として、翌年6月まで支給を受けることができます。

高等学校等学び直し支援金について

(別紙)

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等学び直し支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

記入上の注意

【1. 高等学校等の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。

ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、②において当該学校の在学期間について記入してください。

ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。

ニ 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

ホ 「支給停止期間等」とは、就学支援金の支給が停止された期間及び日本国内に住所を有していなかった期間をいいます。また、所得制限に係る要件に該当することとなった場合に高等学校等を休学していた期間、平成22年4月1日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第3号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、平成26年4月1日より前に公立高等学校等を休学していた期間も含みます。

ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」の別を記入してください。

【2. 学び直し支援金（又はこれに類するもの）の受給について】

イ 過去に学び直し支援金又はこれに類するもの支給を受けた期間を記入してください。この申請により、支給を受ける予定の期間については、記入する必要はありません。

ロ 複数の学校で学び直し支援金の支給を受けた場合には、支給を受けた全ての学校について、欄を分けて記入してください。

ハ これまでに学び直し支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。

ニ 「支給停止期間等」とは、学び直し支援金の支給を受けた期間において、学び直し支援金の支給が停止された期間及び日本国内に住所を有していなかった期間をいいます。また、学び直し支援金の所得制限に係る要件に該当することとなった場合に高等学校等を休学していた期間期間も含みます。

【3. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

イ 課税証明書等は通常毎年6月中に発行されるため、4～6月の支給については、前年度の課税証明書等（前々年の所得を証明するもの）を添付し、7月～翌年3月については、今年度の課税証明書等（前年の所得を証明するもの）を添付してください。なお、7月以降に課税証明書等を添付し、支給要件を満たすことが確認された生徒は、原則として、翌年6月まで支給を受けることができます。

- ロ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者がいないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
- ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ハ 【3. 保護者等の収入の状況について】(2)-1②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。

(2)-1②ウの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の課税証明書等を添付できない場合」は、(2)-1④から⑥までの「親権者が存在しない場合」に含まれます。

ニ 【3. 保護者等の収入の状況について】(2)-1①又は③に該当するときは、保護者全員の課税証明書等を添付してください。

ホ 【3. 保護者等の収入の状況について】(2)-1④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の課税証明書等を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

(注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

留意事項

イ 受給資格が認定された場合は、申請を行った月から支給を受けることができます。ただし、当該月の初日に在学していない場合は、翌月からの支給となります。

- ロ 以下の者は、学び直し支援金の受給資格はありません。
- ① 過去に国公私立を問わずに高等学校等（修業年限3年未満のものを除く。）を卒業し又は修了したことがある者
 - ② 高等学校等就学支援金の支給を受けることができる者（高等学校等に在学した期間が通算して36月（定時制及び通信制は48月）以内の者）
 - ③ 平成26年3月31日以前に高等学校等に入学し、引き続き在学している者
 - ④ 高等学校等を退学したことの無い者
 - ⑤ 学び直し支援金の支給を通算して24月受けた者
 - ⑥ 保護者等の収入の状況により、経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者

ハ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。

ニ 偽りその他不正の手段により学び直し支援金の支給をさせた場合は、法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。

ホ 受給資格の認定を受けた後は、原則毎年、高知県が定める期限までに、収入状況届出書を提出する必要があります。また、保護者等や収入の状況に変更があった場合にも、収入状況届出書を提出する必要があります。

- ・保護者等に変更があった場合（離婚・再婚・死別、養子縁組等）
- ・収入の状況に変更があった場合（収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税所得割の変更等）

ヘ 正当な理由がなく高知県が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、学び直し支援金の支払が一時差し止められる場合がありますので、必ず提出してください。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

- ロ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者がいないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
- ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ハ 【3. 保護者等の収入の状況について】(2)-1②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。

(2)-1②ウの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の課税証明書等を添付できない場合」は、(2)-1④から⑥までの「親権者が存在しない場合」に含まれます。

ニ 【3. 保護者等の収入の状況について】(2)-1①又は③に該当するときは、保護者全員の課税証明書等を添付してください。

ホ 【3. 保護者等の収入の状況について】(2)-1④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の課税証明書等を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

(注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

留意事項

イ 受給資格が認定された場合は、申請を行った月から支給を受けることができます。ただし、当該月の初日に在学していない場合は、翌月からの支給となります。

- ロ 以下の者は、学び直し支援金の受給資格はありません。
- ① 過去に国公私立を問わずに高等学校等（修業年限3年未満のものを除く。）を卒業し又は修了したことがある者
 - ② 高等学校等就学支援金の支給を受けることができる者（高等学校等に在学した期間が通算して36月（定時制及び通信制は48月）以内の者）
 - ③ 平成26年3月31日以前に高等学校等に入学した者
 - ④ 高等学校等を退学したことの無い者
 - ⑤ 学び直し支援金の支給を通算して24月受けた者
 - ⑥ 保護者等の収入の状況により、経済的負担を軽減する必要があるとは認められない者

ハ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。

ニ 偽りその他不正の手段により学び直し支援金の支給をさせた場合は、法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。

ホ 受給資格の認定を受けた後は、原則毎年、高知県が定める期限までに、収入状況届出書を提出する必要があります。また、保護者等や収入の状況に変更があった場合にも、収入状況届出書を提出する必要があります。

- ・保護者等に変更があった場合（離婚・再婚・死別、養子縁組等）
- ・収入の状況に変更があった場合（収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税所得割の変更等）

ヘ 正当な理由がなく高知県が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、学び直し支援金の支払が一時差し止められる場合がありますので、必ず提出してください。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

